

# 「北九州市公害防止条例の一部改正について(答申)」の概要

## 1 概要

北九州市公害防止条例(以下「条例」という。)制定当時は問題となっていた建築物・工作物の解体時の石綿(アスベスト)飛散防止については、平成8年より順次、大気汚染防止法(以下「法」という。)が改正され規制が強化されているものの、国が試算した建築物解体件数のピークが令和10年頃であることを見据え、更なる市民の安全・安心を確保するため、石綿に関する規定を条例に新設する必要がある。

また、市では公害規制法令や条例を一体的に運用し、様々な施策に取り組んできた結果、産業公害は克服され、ほとんどの項目で環境基準に適合する等、現在は良好な環境が保全されている。このような状況を踏まえ、制定当時は必要であったが現在では役割を終えた「市の責務規定」や、現在は環境基準に十分に適合している「硫黄酸化物に関する規定」等を廃止して差し支えない。

## 2 主な内容

### (1) 石綿に関する規定の新設

- 市の責務に石綿の飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることを明記するとともに、解体等工事関係者に対し、飛散防止の努力規定を追加する必要がある。
- 大気汚染防止法に基づく届出対象工事の届出者に、現在、行政指導で提出を求めている作業完了後の報告書の提出を義務付ける必要がある。(参考資料参照)

### (2) 環境の改善に伴う規定の見直し

- 市の住工分離事業や公害防止融資制度は、市の公害対策に大きな成果を上げてきたが、現在は、対策が完了し他の法令の規定や制度が充実してきたことから、「市の責務」から当該事項に係る条文を廃止して差し支えない。
- 大気中の硫黄酸化物については、現在、環境基準に十分に適合している状況を踏まえ、大気汚染防止法に基づく規制で対応可能であることから、同物質に係る「特殊気象発生等の緊急時の措置」や「事業者の自動測定装置の設置義務」の規定を削除して差し支えない。

## 石綿除去工事に係る法規制と答申を受けた公害防止条例改正による規制のイメージ

(  : 大気汚染防止法による規制  : 公害防止条例改正による規制 )